

令和7年12月10日  
午前10時開議  
議 場

1. 議事日程（第10日目）

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第80号 | 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 日程第 2 | 議案第81号 | 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第 3 | 議案第82号 | 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第83号 | 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 5 | 議案第84号 | 上天草市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                   |
| 日程第 6 | 議案第85号 | 上天草市立学校施設の使用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第 7 | 議案第86号 | 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第9号）                                    |
| 日程第 8 | 議案第87号 | 令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）                        |
| 日程第 9 | 議案第88号 | 令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）                                 |
| 日程第10 | 議案第89号 | 令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）                                |
| 日程第11 | 議案第90号 | 令和7年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                             |
| 日程第12 | 議案第91号 | 令和7年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）                                  |
| 日程第13 | 議案第92号 | 令和7年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）                                 |
| 日程第14 | 議案第93号 | 令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）                            |
| 日程第15 | 議案第94号 | 指定管理者の指定について  |
| 日程第16 | 議案第95号 | 指定管理者の指定について  |
| 日程第17 | 議案第96号 | 指定管理者の指定について  |
| 日程第18 | 議案第97号 | 指定管理者の指定について  |
| 日程第19 | 議案第98号 | 指定管理者の指定について  |

- 日程第 2 0 議案第 9 9 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 2 1 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 1 0 0 号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 0 1 号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 0 2 号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 3 号 上天草市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 4 号 令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 0 5 号 令和 7 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 0 6 号 令和 7 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 1 0 7 号 令和 7 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 1 0 8 号 令和 7 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 1 0 9 号 令和 7 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 1 1 0 号 令和 7 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 3 号）

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（13名）

議長 嶋元 秀司		
1 番 田 寄 清 勝	2 番 柳 本 初 喜	3 番 北 垣 洋
4 番 井 手 口 隆 光	5 番 何 川 誠	6 番 塩 田 真 一
7 番 何 川 雅 彦	8 番 宮 下 昌 子	9 番 西 本 輝 幸
1 0 番 高 橋 健	1 1 番 田 中 万 里	1 3 番 田 中 辰 夫

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

12番 桑原 千知

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	前方 正広
経 済 振 興 部 長	本田 善生	建 設 部 長	岩永 裕一
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	健 康 福 祉 部 長	宮崎 誠吾
教 育 部 長	松尾 伸之	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
参 事	荒木 莉佐	主 事	松田俊太朗

---

開議 午前10時00分

○議長（嶋元 秀司議員） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 洋議員） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本会議の開催に先立ち、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案は11件、その内訳は、条例4件、補正予算7件です。審査の結果、全議案を本日の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

続いて、議案審議について御説明いたします。

議案第100号から議案第110号の議案の取扱いにつきましては、執行部から説明を受け、慎重に審査しました結果、本日の本会議に上程後、質疑を経て、委員会に付託することを決定いたしました。なお、追加議案に対する質疑は、通告を不要とすることに決定いたしましたので、併せて御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） それでは、お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申合せのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

---

日程第 1 議案第 80 号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 1、議案第 80 号、上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第 2 議案第 81 号 上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 2、議案第 81 号、上天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第 3 議案第 82 号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 3、議案第 82 号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 4 議案第 83 号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第4、議案第83号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 5 議案第84号 上天草市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第5、議案第84号、上天草市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 6 議案第85号 上天草市立学校施設の使用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第6、議案第85号、上天草市立学校施設の使用に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 7 議案第86号 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第9号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第7、議案第86号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

まず、総務産業常任委員会所管の質疑を行います。通告がっておりますので、発言を許します。

まずは、4番、井手口隆光議員。

○4番（井手口 隆光議員） おはようございます。よろしく申し上げます。

予算書28ページ、40（款）商工費、10（項）商工費、20（目）観光費、14（節）工事請負費、上天草市ミュージアム天文台改修工事費510万円についてでございます。

今回の改修工事の内容と、ミュージイ天文台の建設年次、そして、建設からこれまでに修理等行われたことがあれば、その履歴を概略で結構でございますので、お伺いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

上天草市ミュージイ天文台においては、建設から35年が経過しており、老朽化が進み、雨漏りやクラックが多数発生しているところでございます。

今回の改修内容といたしましては、屋内外の天井等の雨漏り対策、外壁と内壁のクラック補修、床面土間の補修など予定しているところでございます。

続きまして、ミュージイ天文台は、平成2年に、当時の竹下内閣におけるふるさと創生事業の資金を活用し、建設された施設でございます。修理に関して、小規模の修繕等は、施設の維持管理の一環で随時実施しており、100万を超える改修等は、これまでに、平成17年度に外壁塗装工事約240万円。平成22年度に空調設備改修工事約220万円が実施されているところでございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 4番、井手口隆光議員。

○4番（井手口 隆光議員） 次の質問に移ります。同じく40（款）商工費、10（項）商工費、20（目）観光費、17（節）備品購入費、上天草市ミュージイ天文台大型望遠鏡備品購入費1,000万円についてでございます。これまでの望遠鏡と、今回購入する望遠鏡で何がどう違うのか。また、今回の望遠鏡の取替えて期待される具体的な効果を伺います。

○議長（嶋元 秀司議員） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） お答えいたします。現在は、口径50センチ強の天体望遠鏡であるが、今回購入を予定しているものは、30センチ強となっているところでございます。性能的には、35年前の50センチ強より、現在の30センチ強のほうが、太陽系天体や明るい星雲、天体の観測に適しており、性能的にも向上しているところでございます。また、購入コストやメンテナンス費用も抑えられることで、長期的な運用も可能になるところでございます。

天体望遠鏡の形式につきましては、反射鏡や屈折式、双眼式などがあり、現在の望遠鏡は、反射式であります。今回購入するものの形式につきましては、県内の類似施設の状況等調査を行い、ミュージイ天文台に適した仕様を模索していきたいと考えているところでございます。

続きまして、具体的な効果ですけれども、天文台としての施設の機能回復はもとより、併設している龍ヶ岳山頂自然公園キャンプ場及び周辺の高戸海水浴場、外平海浜自然観察公園などの自然環境を生かした観光資源との相乗効果による利用客の増加が挙げられるところでございます。また、ここでの天体観測や自然体験を教育活動の中で生かすことで、地域振興の拠点として龍ヶ岳地区の地域向上につながる重要な施設になるものと考えているところでございます。加えて、観光振興の一環として、観光客の滞在時間を延ばすための取組といたしまして、姫戸地区に整備したジップラインチケットの相乗効果なども新たに考えられるところでございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 4番、井手口隆光議員。

○4番（井手口 隆光議員） 部長、ありがとうございます。今、具体的な効果につきまして、

前向きな内容の御答弁を頂いたことに対しまして、感謝したいと思います。ミュージ天文台は、環境省が行う全国星空継続観測におきまして、平成7年度星空日本一に選出された実績を持ちます。旧龍ヶ岳町が誇るべき施設であると私は認識しております。ですので、建設当時の思いをもう一度復活させまして、龍ヶ岳町の振興に寄与できるように、併せて施設の中のプラネタリウムも老朽化が激しいと思っておりますので、そこら辺も一緒にお願ひできればなという思いが強いです。体験型の観光施設資源の一つとして活用していただけることを願っております。答弁は結構です。

以上で終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、8番、宮下昌子議員。

○8番（宮下 昌子議員） 私も今と同じ質問を通告しております。28ページの上天草市ミュージ天文台大型望遠鏡備品購入費1,000万についてです。

現在の望遠鏡が故障して稼働が停止しているということでしたが、いつから停止していたのか。また、過去3年間のミュージ天文台への来館者の推移はどうなっているのかを、まずお聞きします。

○議長（嶋元 秀司議員） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） お答えいたします。令和6年12月に、指定管理者から、天体望遠鏡が動かないとの連絡を受け、専門業者による点検を実施しております。点検の結果、天体望遠鏡の赤道儀において金属音や空転、振動などの不具合が発生しており、観測惑星等追尾装置にも影響が出ていることが判明いたしました。当該事業者による修復等を試みましたが、根本的な解決に至らず、それ以降、稼働を停止しているところでございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 運営を龍ヶ岳統括支所で担っておりますので、過去3年間の来館者数の推移については、私から答弁させていただきます。

過去3年間、令和4年度から令和6年度までの来館者数は、令和4年度1,054人、令和5年度1,607人、令和6年度1,698人となっており、令和4年度から指定管理者となった現指定管理者の営業努力で、年々増加傾向となっていたところです。

なお、天体望遠鏡故障後、令和7年4月から10月までの来館者数は507人で、前年度の同一期1,169人と比較すると、56.6%の減少となっており、望遠鏡の故障が影響しているものと推察されております。

○議長（嶋元 秀司議員） 8番、宮下昌子議員。

○8番（宮下 昌子議員） 昨年10月から稼働停止ということで、今お答え頂いたように、来館者も1,000人を超えていたのが、故障もありますけども、507人と半分以上も減っているということです。それで、故障してから、この間の指定管理者に対する対応といいますか、指定管理者には、大体何年間で幾らということではありますけれども、入館者とかそういうのも、その中に数字として入っていると思うんです。これだけ減ったということで、指定管理

者に対する補償みたいなのは発生しないのかどうか気になりました。

それと、今回、建物の改修も同時にされるということで、その間は閉館されるということですが、けれども、これも、さらに指定管理者に対する影響があると思うんですけれども、その間の対応といたしますか、それについては、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（藤川 勝利君）** お答えします。ミュージイ天文台の改修に伴う閉館期間は、令和8年6月から10月までの約5か月間を見込んでおります。令和8年度の指定管理者の目標入館数1,200人の達成は困難で、入館料の減収が想定される場所です。

しかし、指定管理委託料は、収入である入館料と、支出である天文台の運営に係る人件費及び施設の維持管理経費から算出されるものであり、収入の減少分を支出の減少分で相殺することで、指定管理者とは話をして、閉館に伴う損失補填等は、現在のところは考えておりません。

一方で、天文台の閉館に伴い、キャンプ場の利用者も減少することが懸念されることから、天文台の閉館期間において、キャンプ場の利用向上の取組に注力し、減収の抑制に努めて、天文台への入館者数の減を補っていきたいと考えておるところです。もし、万が一、想定を上回る減収が見込まれる状況となった場合、キャンプ場に係る指定管理委託料については、再度双方で協議することとしたいと考えております。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 8番、宮下昌子議員。

**○8番（宮下 昌子議員）** ミュイ天文台というのは、施設の中には、大型の天体望遠鏡だけじゃなくて、小型もあって、入ってロビーというか、いろいろ展示もあるので、大型天体望遠鏡だけじゃなくて、ほかの部分では、お客様に入館していただいて、いろいろ施設を見てもらうことができると思うんですけれども、龍ヶ岳町で1番星が選ばれたところもあるので、何とんでも大型の望遠鏡が1番メインだと思うんですけれども、5か月間ということ、来年の10月まで見れないということになりますので、去年の10月からという約2年ぐらいになるのかな。もう少し早くどうにかならなかったのかという思いもあるんですけれども、その辺のところは、もう致し方ないんですかね。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 経済振興部長。

**○経済振興部長（本田 善生君）** 今回の補正予算の計上になりました理由につきましては、去年の12月に稼働できないことが判明しましてから、一応地元の龍ヶ岳統括支所ともお話をしたり、それと、今、指定管理を受けている指定管理者の方との協議、対策案として3案ほど考えまして、まずは、既設の天体望遠鏡の修繕を行う。2点目が、同規模の天体望遠鏡で更新を行う。それと、3案の30センチ強の天体望遠鏡を比較検討いたしまして、もろもろ総合的に判断いたしまして、どうしても龍ヶ岳のミュージイ天文台については、地元民の思いがあるということを受けまして、同規模じゃなくて、規模を縮小しまして今回計上したところになりますので、ちょっと時間はかかっておりますけれども、しっかり更新に向けて取り組んでいければと考えております。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で総務産業常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。

通告があつておりますので、発言を許します。

11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 11番、田中万里です。よろしくお願ひします。

議案第86号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第9号）、33ページ、松島総合センターアロマホール座席等撤去工事550万についてお尋ねいたします。

まず、1点目、今回の工事は、座席等の撤去とのことですが、撤去後のホールの復旧に向けた具体的な工程はどのように描かれているのかという点と、再開のめどを含めて伺います。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

お答えいたします。松島総合センターアロマホールにつきましては、ホール内の座席やじゅうたんにカビが発生していることから、衛生面での安全を確保するため、先行し、撤去するものでございます。今後は、国の支援を受けながら、全体の復旧に向け、まずは、浸水対策を含めた工法の検討や設計業務委託を行っていくということを想定しております。なお、現時点では、再開の具体的なスケジュールは定かではございませんが、過去の事例を踏まえると、来年度には、国県による査定が見込まれるため、必要な準備を進めてまいります。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 私どもも委員会の中でアロマホールの現地踏査へ行きましたけど、その際も、臭い等もひどくて、早い時期にどうにかしたほうがいいと思ひました。

続きまして、ホール内には、座席以外にもピアノや音響、照明機材など高価な備品があつたと思ひますが、現在の状況と、今後の取扱いはどうなるか、お尋ねいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） お答えいたします。グランドピアノにつきましては、ステージ上にそのままの状態でございます。専門家に確認いたしました結果、修繕は不可能との判断でございましたので、復旧工事の際に処分する予定でございます。音響照明機材の今後の取扱いにつきましては、備品そのものの浸水に加えまして、操作を行う調光室の操作基盤や関連機材も浸水していることから、取替えも含め、設計業務の中で復旧範囲を検討してまいります。

また、ホール内にあつたテーブルなどの移動可能な備品につきましては、状態確認の結果、再使用ができないと判断したため、既に搬出し、災害ごみとして処分をしたところでございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 分かりました。続きまして、本工事は、解体等の専門業種に該当すると思はれますが、アスベスト対策や安全管理を含め、どのような作業工程で行われるの

かという点について、お尋ねいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） お答えいたします。撤去の作業工程は、まずは、アンカーボルトで固定されている座席を取り外し、屋外へ搬出した後に、床に敷かれたじゅうたんを剥ぎ取り、同様に屋外へ搬出するものでございます。

アスベスト対策につきましては、床の接着剤に微量のアスベストが含まれる可能性がありまして、撤去作業を着手する前に、専門業者による含有検査を行います。また、万が一、アスベストが確認された場合には、必要な対策をとりながら作業を進めてまいるということとなりますが、予算の範囲内で対応可能と考えております。

なお、安全管理につきましては、作業中、カビやほこりが舞い上がることが予想されるため、防じんマスクやゴーグルを着用し、作業を行っていただきたいと思っております。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 次の質問に移る前に、今の答弁によりますと、ボンド等にアスベストが使われているかもしれないということですが、アスベストの解体改修工事においては、2021年から、大気汚染防止法の改正により、飛散防止対策がさらに強化されております。事前調査の義務化が2023年から段階的に進められております。アスベストが含まれているかもしれないという部分には、事前調査を行わなければならないと法でも定められておりますので、この部分が果たして550万以内でできるのか、ちょっと心配しましたので、その点については、委員会のほうで調査願いたいと思っております。

続きまして、同じページの松島総合運動公園テニスコートの災害復旧工事についてお尋ねいたします。

テニスコートについても、災害発生以降、テニスコートは使用停止となっておりますが、このタイミングで復旧と判断された経緯及びその根拠について説明をお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） お答えいたします。テニスコートにつきましては、災害状況を把握するため、専門業者による確認を行った結果、人工芝の全面張り替えは不要で、堆積した土砂の撤去及び充填砂の補充等を行うことで、復旧が可能であるということが確認されたため、一部ではございますが、市民の皆様の御利用は再開できるよう、今回、優先的に予算を計上し、テニスコートを復旧することといたしました。

なお、管理棟及び屋外照明につきましては、キュービクル式高圧受電設備の詳細な調査や、復旧に係る各設計業務を行う必要がございますので、別途、復旧工事を実施する予定でございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 市民からの要望もあって、その声に応える形でスピード感を持って復旧に取り組んでおられることを評価いたします。

続いて、今回計上されている予算というのが500万円という予算規模でございます。被災前の

安全な状態まで完全復旧が可能なのか。今回の工事は、応急的な処置なのか。恒久的な修繕なのか。具体的な工事内容について、お尋ねいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） お答えいたします。今回の復旧工事費については、テニスコートの人工芝の機能を被災前の水準まで復活させることを目的としておりまして、具体的な工事内容といたしましては、堆積した土砂の撤去に加えて、充填砂の補充等を行うものでございます。これにより、日中にテニスなどができるような状態まで回復するということになります。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） もともとテニスコートの費用が、あそこまで完成したときには、数億円のお金がかかったのに、果たしてその500万で元通りになるのかという点を心配しておりました。今の答弁で大丈夫ということですので、安心いたしました。

続いて、着工から完成までの工程をお示してください。復旧後は、従来どおりテニスコートのみで活用する計画なのか。あるいは、多目的な利用なども視野に入れた利用になるのか。現時点での方針をお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） お答えいたします。令和8年2月中に着工をいたしまして、3月末の完成を目指してまいります。

また、本コートは、以前から、テニス以外にフットサルなどにも利用頂いておりまして、復旧後も、特に用途を変更せず、引き続き、幅広く御利用頂くことを想定しております。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 今現在、やはりテニスコートというのは、大矢野中学校のテニス部の子供たちが、全国大会出場など大変好成績を収めております。そういう子供たちの練習の場でも活用されておりましたので、3月中には完成するということですので、4月からは利用できるということで安心いたしました。

続いて質問をいたします。同じく33ページ、奨学基金積立金209万2,000円についてでございます。

今回、年度途中で補正をしてまで積み立てるこの209万2,000円は、どのような性質なのか。当初予算で見込んでいなかった寄附金があったのか。あるいは、運用利子や返還金等の確定に伴うものなのか。具体的な財源の内訳をお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） お答えいたします。本奨学金積立金は、前年度における現年度分及び過年度分の償還金と積立金利子を基金に積み立てるものでありまして、本年度の当初予算では、令和6年度の収入見込額を計上していたところでございます。

御質問の性質といたしましては、現年度分の繰上げ償還や一括償還等により、基金積立金の確定額が、当初予算で見込んでいた積立金を上回ったことから、積み立てる予算が不足したため、

その不足額を要求したものでございます。

具体的な財源の内訳といたしましては、現年度分と過年度分の償還額が199万2,000円、寄附金が1件で10万円となっております。なお、寄附金につきましては、当初予算には見込んでおりませんでした。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 今の中で、寄附金も10万円あったということでございますが、この寄附金である場合は、寄附金から使途の指定があるかと思imasので、その辺があったのか。今、私がお尋ねしているのは、単なる一般財源からの繰入れなら、なぜ、この時期にと思ったんですけど、先ほど答弁にあったように、繰上償還や一括償還等が前年度にあった部分が、5月ぐらいに多分その前年度のやつが計上されるのではないかと思います。まず、内容がちょっと変わるので、寄附金からの使途の指定があったものなのかという点と、その場合、本来ならば、今12月議会です。5月ぐらいには多分判明しているので、9月ぐらいで計上するのが、本来のやり方ではなかったのかなと思うのですが、その部分についてお尋ねいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） お答えいたします。先ほど答弁いたしましたとおり、寄附金につきましては、1件10万円となっております。寄附者からは、奨学金の運用に充てることを指定されております。

また、今回の時期につきましては、毎年度、出納整理期間の5月末に額が確定することから、積立て額の予算に不足が生じた場合は、直近の9月補正において要求をしております。

本年度は、積立て額の精査に時間を要したということで、12月補正に予算を要求という形になったものでございます。

内容といたしましては、今年度の普通償還に合わせて、先ほども申し上げましたが、一括償還や繰上げ償還があったもので、償還金の精査に時間を要したと考えられます。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 時間を要したということでございますが、本来なら、5月に大体精査をして進めていかなければならないかなと思いますので、今後、やはりそういう手続上のことは、早めに進められるようにしていただければと思います。

今回、この奨学金の基金の積立金が、年度途中で12月等に発生するというのが、私これまであまり例がなかったもので、ちょっと質問いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 8 議案第 87号 令和 7 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 8、議案第 87号、令和 7 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 9 議案第 88号 令和 7 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 9、議案第 88号、令和 7 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 10 議案第 89号 令和 7 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 10、議案第 89号、令和 7 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 11 議案第 90号 令和 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 11、議案第 90号、令和 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 12 議案第 91号 令和 7 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第 12、議案第 91号、令和 7 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 議案第92号 令和7年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第13、議案第92号、令和7年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第14 議案第93号 令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第14、議案第93号、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第94号 指定管理者の指定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第15、議案第94号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第16 議案第95号 指定管理者の指定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第16、議案第95号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第17 議案第96号 指定管理者の指定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第17、議案第96号、指定管理者の指定についてを議題とい

たします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第18 議案第97号 指定管理者の指定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第18、議案第97号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第19 議案第98号 指定管理者の指定について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第19、議案第98号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第20 議案第99号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び  
規約の一部変更について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第20、議案第99号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

日程第21 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第21、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決いたします。諮問第3号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、異議がない旨答申することに決定しました。

- 
- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第22 | 議案第100号 | 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第23 | 議案第101号 | 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 日程第24 | 議案第102号 | 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第103号 | 上天草市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第26 | 議案第104号 | 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第10号）                                      |
| 日程第27 | 議案第105号 | 令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）                           |
| 日程第28 | 議案第106号 | 令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）                                    |
| 日程第29 | 議案第107号 | 令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）                                   |
| 日程第30 | 議案第108号 | 令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）                             |
| 日程第31 | 議案第109号 | 令和7年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）                                     |
| 日程第32 | 議案第110号 | 令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）                               |

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第22、議案第100号から、日程第32、議案第110号までの以上11件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案4件、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第10号）などの予算議案7件を提出しております。議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますの

で、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、執行部から、議案内容の説明を求めます。

議案第100号から議案第104号を、総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 議案書1ページをお願いいたします。併せて説明資料1ページをお願いいたします。

議案第100号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与を改正するものでございます。第1条につきましては、医療職給料表1の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額限度額41万6,600円を41万7,600円に引上げ、通勤手当の額について、現行の距離区分ごとに200円から7,100円までの幅で引上げ、宿日直手当について、勤務1回につき4,400円から4,700円に、医師または歯科医師の場合は、2万1,000円から2万2,500円に引き上げるものなどがございます。

また、令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を、一般職で100分の125を100分の127.5に、特定幹部職員で100分の105を100分の107.5に、再任用職員で100分の70を100分の72.5に引上げ、勤勉手当の支給割合を、一般職で100分の105を100分の107.5に、特定幹部職員で100分の125を100分の127.5に、再任用職員で100分の50を100分の52.5に引き上げるものでございます。

次に、給料表について、一般職給料表、医療職給料表1、2及び3を、人事院勧告に準じた給料月額とするものでございます。第2条につきましては、通勤手当の額につきまして、現行の距離区分に、65キロメートル以上から100キロメートル以上まで、5キロメートル刻みの区分を新設し、令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう、一般職員を100分の126.25に、特定幹部職員を100分の106.25に、再任用職員を100分の71.25に改正し、勤勉手当の支給割合についても、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう、一般職員を100分の106.25に、特定幹部職員を100分の126.25に、再任用職員を100分の51.25に改正するものでございます。附則第5項及び附則第6項につきましては、第29条第2項の改正に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。ただし、第2条及び附則第6項の規定につきましては、令和8年4月1日から施行することとしております。また、改正条例の第1条につきましては、令和7年4月1日から適用することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて職員の給与を改定するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。併せて説明資料30ページをお願いいたします。

議案第101号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、今定例会において、人事院勧告に準じて一般職の職員の給料表を改定することを踏まえ、フルタイム会計年度任用職員においても、同様の措置を講ずるものでございます。

内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員の給料は、上天草市一般職の職員の給与に関する条例第3条に定める一般職給料表を準用しているため、フルタイム会計年度任用職員給料表を改正するものでございます。この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。併せて説明資料32ページをお願いいたします。

議案第102号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、今定例会において、人事院勧告に準じて一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定することを踏まえ、パートタイム会計年度任用職員においても、同様の措置を講ずるものでございます。

第1条につきましては、令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の78.75から100分の81.25に引上げ、勤勉手当の支給割合を100分の50から100分の52.5に引き上げるものでございます。

第2条につきましては、令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう、期末手当の支給割合を100分の80に、勤勉手当の支給割合を100分の51.25に改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。ただし、第2条につきましては、令和8年4月1日から施行することとしております。

また、第1条につきましては、令和7年4月1日から適用することとしております。

提案理由といたしましては、上天草市一般職の職員の給与に関する条例及び上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書 22 ページをお願いいたします。併せて説明資料は 36 ページをお願いいたします。

議案第 103 号、上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、人事院勧告に準じて任期付職員の給与を改正するものでございます。

第 1 条につきましては、特定任期付職員の給料表を、人事院勧告に準じた給与月額に改正し、令和 7 年 12 月に支給する期末手当の支給割合を 100 分の 95 を 100 分の 97.5 に引き上げ、勤勉手当の支給割合を 100 分の 87.5 から 100 分の 90 に引き上げるものでございます。

第 2 条につきましては、特定任期付職員に、令和 8 年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当について、6 月期及び 12 月期の支給割合が均等になるよう、期末手当の支給割合を 100 分の 96.25 に、勤勉手当の支給割合を 100 分の 88.75 に改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。ただし、第 2 条につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて任期付職員の給与を改定するため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、予算議案になります。

議案書 24 ページをお願いいたします。

議案第 104 号、令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 10 号）について御説明いたします。

本補正予算は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与を改定することなどに伴い、人件費の補正を行うものでございます。なお、予備費を除き、款項までを説明し、目ごとの説明は省略させていただきます。

予算書 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ 8,300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 276 億 858 万 6,000 円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は、歳出予算との調整により、財政調整基金繰入金を 8,300 万円増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

10（款）10（項）議会費は、91 万 1,000 円の増額でございます。

15（款）総務費、10（項）総務管理費は、1,947 万 8,000 円の増額でございます。

1 1 ページをお願いいたします。

1 5 (款) 総務費、1 5 (項) 徴税費は、453万7,000円の増額でございます。

1 2 ページをお願いいたします。

1 5 (款) 総務費、2 0 (項) 戸籍住民基本台帳費は、75万9,000円の増額でございます。

1 5 (款) 総務費、3 0 (項) 統計調査費は、18万4,000円の増額でございます。

1 5 (款) 総務費、3 5 (項) 監査委員費は、63万1,000円の増額でございます。

1 3 ページをお願いいたします。

2 0 (款) 民生費、1 0 (項) 社会福祉費は、972万5,000円の増額でございます。

1 4 ページをお願いいたします。

2 0 (款) 民生費、1 5 (項) 児童福祉費は、410万5,000円の増額でございます。

2 0 (款) 民生費、2 0 (項) 生活保護費は、32万7,000円の増額でございます。

1 5 ページをお願いいたします。

2 5 (款) 衛生費、1 0 (項) 保健衛生費は、814万2,000円の増額でございます。

2 5 (款) 衛生費、1 5 (項) 清掃費は、8万1,000円の増額でございます。

1 6 ページをお願いいたします。

3 5 (款) 農林水産業費、1 0 (項) 農業費は、398万4,000円の増額でございます。

3 5 (款) 農林水産業費、1 5 (項) 林業費は、9万円の増額でございます。

3 5 (款) 農林水産業費、2 0 (項) 水産業費は、214万4,000円の増額でございます。

1 7 ページをお願いいたします。

4 0 (款) 1 0 (項) 商工費は、386万4,000円の増額でございます。

4 5 (款) 土木費、1 0 (項) 土木管理費は、414万5,000円の増額でございます。

1 8 ページをお願いいたします。

4 5 (款) 土木費、3 0 (項) 都市計画費は、255万6,000円の増額でございます。

5 0 (款) 1 0 (項) 消防費は、119万8,000円の増額でございます。

5 5 (款) 教育費、1 0 (項) 教育総務費は、439万7,000円の増額でございます。

1 9 ページをお願いいたします。

5 5 (款) 教育費、1 5 (項) 小学校費は、142万5,000円の増額でございます。

2 0 ページをお願いいたします。

5 5 (款) 教育費、2 0 (項) 中学校費は、323万2,000円の増額でございます。

5 5 (款) 教育費、2 5 (項) 社会教育費は、209万7,000円の増額でございます。

2 1 ページをお願いいたします。

5 5 (款) 教育費、3 0 (項) 保健体育費は、432万2,000円の増額でございます。

7 5 (款) 1 0 (項) 1 0 (目) 予備費は、66万6,000円の増額でございます。

以上が、令和7年度上天草市一般会計補正予算(第10号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 次に、議案第105号から議案第107号を、健康福祉部長。

**○健康福祉部長（宮崎 誠吾君）** よろしく申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

議案第105号、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について御説明いたします。

予算書22ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額に増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

歳出について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

10（款）総務費、10（項）総務管理費は、13万3,000円の増額でございます。内容としまして、10（目）一般管理費は、会計年度任用職員に係る報酬11万4,000円、職員手当等1万9,000円を、人事院勧告に準じて給料表を改定するため増額するものです。

35（款）保健事業費は、31万8,000円の増額でございます。内容としまして、15（項）健康保持増進事業費、10（目）健康診査費は、会計年度任用職員に係る報酬12万8,000円、職員手当等5,000円、共済費5,000円、20（項）10（目）特定健康診査等事業費は、会計年度任用職員に係る報酬17万5,000円、共済費5,000円を、人事院勧告に準じて給料表を改定するため増額するものです。

55（款）10（項）10（目）予備費は、歳出予算の調整のため、45万1,000円を減額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書26ページをお願いいたします。

議案第106号、令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書28ページをお願いいたします。

歳入歳出予算それぞれ53万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,937万8,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

33ページをお願いいたします。

25(款)繰入金、10(項)一般会計繰入金、10(目)一般会計繰入金は、人事院勧告に準じて給料表改定に伴う人件費増額分として、53万3,000円を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

10(款)総務費、10(項)総務管理費は、53万3,000円を増額でございます。内容としまして、10(目)一般管理費は、会計年度任用職員に係る報酬6万6,000円、職員に係る給料24万1,000円、職員手当等12万8,000円、共済費9万8,000円を、人事院勧告に準じて給料表を改定するため増額するものです。

以上が、令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。

議案第107号、令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

予算書35ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額に増減はなく、歳出予算のみを補正するものでございます。

歳出について御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

10(款)総務費、10(項)総務管理費、10(目)一般管理費は、会計年度任用職員に係る報酬11万2,000円、期末手当1万9,000円、勤勉手当1万1,000円。

45(款)地域支援事業費、10(項)介護予防生活支援サービス事業費、25(目)介護予防ケアマネジメント事業費は、会計年度任用職員に係る報酬8万円、期末手当1万9,000円、勤勉手当9,000円。

45(款)地域支援事業費、15(項)包括的支援事業任意事業費、15(目)総合相談業務費は、会計年度任用職員に係る報酬11万2,000円、期末手当1万1,000円、勤勉手当1万1,000円、35(目)包括的支援新規4事業は、会計年度任用職員に係る報酬22万4,000円、期末手当3万3,000円、勤勉手当2万円を、人事院勧告に準じて給料表を改定するため増額するものでございます。

50(款)10(項)10(目)予備費は、歳出予算の調整のため、66万1,000円を減額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 次に、議案第108号を、経済振興部長。

**○経済振興部長（本田 善生君）** 議案書28ページをお願いいたします。

議案第108号、令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書41ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,673万6,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

35（款）繰入金、10（項）10（目）一般会計繰入金は、12万4,000円を増額するものです。

歳出について御説明いたします。

47ページをお願いいたします。

10（款）総務費、10（項）総務管理費、10（目）一般管理費は、12万4,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、会計年度任用職員報酬について、人事院勧告に準じ、給料表を改定するため増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 次に、議案第109号を、水道局長。

**○水道局長（渡辺 政明君）** よろしく願いいたします。

議案書29ページをお願いいたします。

議案第109号、令和7年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和7年度上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。

支出について御説明いたします。

第1款、水道事業費用、第1項、営業費用540万7,000円は、人事院勧告に準じて一般職の給与

を改定することに伴い、増額するものでございます。第4項、予備費は、営業費用の増額分を調整するため、540万7,000円を減額するものでございます。

次に、第3条、議会の議決を得なければ流用することができない経費、職員給与につきまして、540万7,000円増額して、1億913万3,000円とするものでございます。当初予算では、現行の人事体制に伴う給与水準を前提として費用を計上しておりましたが、給与改定等に伴い、当初の見込みを上回るため、職員給与費を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 次に、議案第110号を、病院事務長。

**○病院事務長（山川 康興君）** よろしくお願ひいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

議案第110号、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。

支出について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

1（款）病院事業費用、1（項）医業費用、1（目）給与費350万8,000円の減額。5（項）健康管理センター費用、1（目）給与費238万1,000円。8（項）在宅介護支援センター費用、1（目）給与費72万7,000円。9（項）居宅介護支援センター費用、1（目）給与費40万円の増額は、人事院勧告に伴い、各項目において組替えを行うものでございます。

以上が、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 以上で提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（嶋元 秀司議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、議案第100号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第101号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第102号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第103号、上天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第104号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

まず、総務産業常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で総務産業常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第105号、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第106号、令和7年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第107号、令和7年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第108号、令和7年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第109号、令和7年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第110号、令和7年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

12月11日、12日は、常任委員会を開催し、次の本会議は、15日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時19分